

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、株式会社昭文社ホールディングスと称する。  
2. 英文では、Shobunsha Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことおよびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 各種地図、ガイドブック、書籍、雑誌その他印刷物および電子出版物（コンパクト・ディスク、デジタル・ディスク等）の企画、製作、出版ならびに販売
- (2) 事務用品、日用品雑貨の企画、加工および販売
- (3) 教材教具の製作および販売
- (4) 各種広告業
- (5) コンピュータシステム・ソフトウェアの開発、販売および販売代理
- (6) 地図類電子情報化についての電子応用機器用品の企画、製作、加工および販売
- (7) 地図および各種電子情報に関するコンピュータ処理業務
- (8) 電気通信システムを利用した情報処理および各種情報提供サービスに関する業務
- (9) インターネット、カタログ等による通信販売業務およびその仲介業務
- (10) 各種マーケティング・小売業務の遂行およびコンサルティング
- (11) 不動産の賃貸、売買、仲介、斡旋および管理業
- (12) 経営コンサルティング業および各種コンサルティング業
- (13) 給与計算、財務管理、各種保険手続その他企業の管理業務全般の運営に関する受託、請負業務
- (14) 各種アウトソーシング事業
- (15) 旅行業法に基づく旅行業
- (16) 旅行業法に基づく旅行業者代理業
- (17) 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業ならびにその代理店業務
- (18) インターネットのコンテンツの企画、開発、制作、配信、販売
- (19) デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売
- (20) インターネットのサーバシステムの構築、運営、管理、リースおよび販売
- (21) コンピュータおよびその周辺機器、コンピュータソフトウェア、通信機器、事務機器の販売ならびに仲介
- (22) 測量全般
- (23) カーナビゲーションシステムの開発、製造および販売
- (24) 車両および測量計測機器のリース業
- (25) 広告企画・マーケティング事業
- (26) インターネットウェブサイトおよびモバイル（情報携帯端末）への広告事業

- (27) 飲食店業
- (28) 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
- (29) 各種チケット、商品券等の販売
- (30) 各種カルチャー講座の企画および開催
- (31) ホテル、旅館、その他観光事業の経営
- (32) 旅行斡旋および観光案内に関する業務および渡航手続の代行業務
- (33) 通訳業および翻訳業
- (34) 病院外における介護および看護に関する事業
- (35) 物品の販売、輸出入および仲介に関する一切の業務
- (36) 古物売買業
- (37) 集金代行業
- (38) 各種イベントの企画および運営に関する事業
- (39) スポーツ事業およびレジャー事業に関する一切の業務
- (40) 各種商品・売り場のデザインに関わる開発、研究、販売および開発、研究の受託
- (41) キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの）の企画、開発および著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡ならびにこれらの仲介、代理
- (42) 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得、利用開発、管理、使用許諾および販売に関する業務
- (43) 地域産業に関する商品の企画、立案および販売、調査の受託
- (44) 農畜水産物の生産、加工、販売および輸出入
- (45) 倉庫業、一般貨物自動車運送業および貨物利用運送業
- (46) 物品の仕分け、管理、梱包および発送に関する業務
- (47) 音声・映像のソフトウェアの企画、制作、販売、賃貸
- (48) データセンター運用事業およびこれに付帯するハードウェアもしくはソフトウェアの販売または貸与等の事業
- (49) ポイントカード・プリペイドカードの発行および取扱
- (50) 発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買に関する事業
- (51) ビルおよび一般家屋清掃業
- (52) インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託および代行
- (53) コールセンター業務及びコールセンターシステムに関する業務
- (54) インターネットを利用した各種情報処理サービス及び情報提供サービス
- (55) 動画の企画、制作及び販売
- (56) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、57,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

#### (招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### (決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

#### (員 数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。  
2. 当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

#### (選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。  
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の責任軽減)

- 第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第 29 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 34 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第36条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 附 則

(監査役の責任免除および責任限定に関する経過措置)

当会社は、第57期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、第57期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。

昭和39年	6月10日	制定
昭和63年	6月1日	改訂
平成元年	1月9日	改訂
平成元年	1月25日	改訂
平成6年	10月31日	改訂
平成6年	11月16日	改訂
平成7年	2月10日	改訂
平成7年	6月30日	改訂
平成8年	6月25日	改訂
平成9年	6月27日	改訂
平成11年	6月29日	改訂
平成14年	6月27日	改訂
平成15年	6月27日	改訂
平成16年	6月29日	改訂

平成 1 8 年	6 月 2 9 日	改 訂
平成 1 9 年	6 月 2 8 日	改 訂
平成 2 1 年	6 月 2 6 日	改 訂
平成 2 4 年	6 月 2 8 日	改 訂
平成 2 5 年	6 月 2 7 日	改 訂
平成 2 8 年	6 月 2 9 日	改 訂
平成 3 0 年	6 月 2 8 日	改 訂
令和 2 年	4 月 1 日	改 訂
令和 3 年	6 月 2 9 日	改 訂